

令和3年3月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の再延長に伴う保育所等[※]の利用について

日頃より、保護者の皆様には、保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

令和3年3月5日付で政府による「緊急事態宣言」の対象期間が、令和3年3月21日まで延長されました。そのため、本市における保育所等の利用については、保護者の皆様にお知らせした「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について（令和3年1月8日付）」及び「緊急事態宣言の延長に伴う保育所等の利用について（令和3年2月4日付）」の取り扱いを令和3年3月21日まで継続することとします。

保護者の皆様におかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症防止のために、お子様及びご自身の体調の確認や衛生管理等にご協力をお願いいたします。

※保育所等：認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

FAX：664-5479

【保育所等の利用について】 671-3564

【利用料について】 671-0255

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469